

## 資料 6-6 社民党からの回答

Q 1 今回の化審法改正で日本の化学物質管理制度はどのように改善されるのでしょうか。

①すべての化学物質について一定数量(1t)以上製造・輸入した事業者に数量の届出を義務づけたこと、②放置されてきた既存化学物質対策にも拡大したこと、③対象を難分解性物質に限定せず有分解性物質も対象としたことは、一定の改善がされると評価します。④ただし、PCBやDDTは緩和せず、使用禁止とすべきである。

Q 2 省庁縦割りで、隙間のある法制度をどのように改善していけばよいのか。

日本の化学物質対策は、化審法や化管法の業法をはじめ、農業、薬事、有害家庭用品、労働安全衛生、毒・劇物、廃棄物、大気・水・土壌、建築など法律が多岐にわたり、対策は用途・領域ごとに各省庁が管轄し、そのために化学物質の定義や対象物質の指定がばらばらとなり、法令上の扱いも一定ではなく規制の隙間があります。

さらに毒性データも不足し、予防原則の欠如など総合的な管理の枠組みがなく、化学物質対策の全体像が見えない構造になっています。これらを打開するため、まず包括的な化学物質政策を行うための「化学物質管理基本法」を制定するとともに、EUの「欧州化学品庁」、独立行政組織などを参考に、法律・行政の一元化を進めます。

Q 3 2020年目標の実現のため、どのような政策が必要か。  
党の化学物質管理政策の概要とロードマップは。

①WSSDを具現化するSAICMや生物多様性条約など国際的なルールに従った日本の化学物質対策を急ぐとともに、国民の健康と生態系を守るため、「予防な取り組み、化学物質の総量・環境排出量の削減、安全性データのないものは流通させない、子どもや生態系への配慮、ライフサイクル全般のリスク管理と情報共有、市民など関係者の参加、代替物質の検討、有害物質の情報開示、国際的協調」を基本理念とした「化学物質管理基本法」を制定し、総合的な化学物質政策を進めます。

②事業者に対して化学物質の毒性データの安全性確認・把握・届出・表示・公表を義務づけるとともに、PRTR制度の対象物質を広げ、生産量や輸入量等も加えます。

③非意図的生成物質の調査と対策強化、子どもや高齢者のリスク調査など生活環境対策の強化、被害者相談窓口の設置、人への影響が懸念されている「ナノ材料」の早急な管理の促進と情報公開、野生生物の保護法の制定、アスベスト製品の使用禁止、農薬使用や殺虫剤・合成洗剤の削減を進めます。